

議案第10号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（期末手当）</p> <p>第23条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）　〔略〕</p> <p>3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6　〔略〕</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）　〔略〕</p> <p>3　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6　〔略〕</p>
2	<p>（期末手当）</p> <p>第23条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条　〔略〕</p> <p>2　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月30日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

岩手県人事委員会の勧告に基づく岩手県職員の給与の取扱いに準拠し、北上地区消防組合一般職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものです。